

# 入 札 説 明 書

第5処理分区MP工事に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 平成24年9月18日
- 2 契約担当者 木津川市 市長 河井 規子
- 3 担 当 部 局 木津川市建設部指導検査課  
〒619-0286  
京都府木津川市木津南垣外110番地9  
電話(0774)75-1224

## 4 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 第5処理分区MP工事
- (2) 工事場所 木津川市木津 地内
- (3) 工事概要 ア 水中汚水ポンプ N=2台×1箇所  
仕様：口径 65mm、出力 0.75kw、全揚程 7.2m  
吐出水量 0.159m<sup>3</sup>/min  
イ ポンプ制御盤 N=1面×1箇所  
ウ 投込式水位計 N=1式×1箇所
- (4) 工 期 平成24年11月6日から平成25年3月15日まで(予定)

## 5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期限の最終日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による機械器具設置工事業に係る特定又は一般建設業の許可を受けていること。

- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 機械器具設置工事に係る木津川市における平成24年度建設工事競争入札参加有資格者であること。
- (7) 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（審査基準日が平成24年9月18日以前1年7月以内で、直近のもの）の「機械器具設置工事」の総合評定値（P）を取得し、かつ2年又は3年の平均完成工事高が予定価格（税込み）以上の者であること。
- (8) 主任技術者として、機械器具設置工事に係る下記のア又はイの技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。
- ア 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目が「機械部門」））の資格を有する者
- イ 建設業法第26条に該当する資格を有する者
- (9) 平成14年度以降において工事概要と同種の機械器具設置工事について、元請（共同企業体にあつては、出資比率50%以上のものに限る。）としての施工実績（工事が完成しているものに限る。）を有している者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合は除く。
- ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社という。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合は除く。
- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成24年10月2日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送をすること。

ただし、(1)の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市建設部指導検査課

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。

- ア 5の(5)に係る誓約書（代表者名で提出すること（受任者名は不可））
- イ 木津川市平成24・25年度建設工事競争入札参加資格審査申請の受理票の写し
- ウ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- エ 配置予定技術者調書
- オ 同種の機械器具設置工事に係る施工実績調書

(4) その他

- ア 確認申請書及び資格確認資料の作成並びに提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出書類については、1部提出すること。
- ウ 留意事項
  - (i) 提出された書類は、返却しないものとする。
  - (ii) 提出された書類は、本市において無断使用することはない。
  - (iii) 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。

(5) 確認申請書は様式1により作成すること。

(6) 資格審査資料は次に従い作成すること。

ア 誓約書

5の(5)に係る誓約書は様式2により作成すること。

イ 配置予定技術者調書

5の(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式3に

記載すること。この場合においては、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格を記載することができる。また、配置予定技術者の資格を証明する書類（技術士登録証の写し、又は実務経験を有する場合はそれを記した経歴書（任意様式）等）並びに在籍を証明する資料（健康保険被保険証の写し）を併せて添付すること。

ウ 同種の機械器具設置工事に係る施工実績調書

5の(9)に掲げる資格があることを判断できる同種の機械器具設置工事に係る施工実績を少なくとも1件、様式4により作成すること。なお、同種工事については、下水道マンホールポンプ設置工事に係るものに限る。

エ 契約書の写し等

ウの同種の機械器具設置工事に係る施工実績に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件（ポンプの仕様等）が判断できる最小限の図書等の写しを提出すること。なお、工事情報実績システム（CORINS）へ登録済みの工事カルテにより提出することも可とする。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期間 平成24年10月10日（水）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市建設部指導検査課 電話（0774）75-1224

ウ 提出方法 任意の様式による書面を提出場所に持参すること。

(2) 説明を求められたときは、平成24年10月12日（金）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 仕様書等の配布方法等

(1) 配布期間 平成24年10月5日（金）から平成24年10月29日（月）まで

(2) 入手方法

ア 京都府木津川市ホームページのトップページ「入札・契約情報」から、本案件情報のページ上よりダウンロードできます。

イ 印刷物若しくは電子データ（PDFファイル）を希望する場合は、実費にて配布しますので、平成24年10月11日（木）午後5時までに連絡の上、受領してください。

ウ イに係る費用等は別途お知らせします。

(3) その他

(2)のイによる仕様書等の配布は、本入札の参加資格を認めた者に限ります。

## 9 仕様書等に関する質問回答

(1) 質問については、指定の様式で電子メールにより木津川市建設部指導検査課へ提出すること。(e-mailアドレス：shido@city.kizugawa.lg.jp)

提出期限 平成24年10月9日(火)から平成24年10月16日(火)午後1時まで

(2) 回答については、平成24年10月18日(木)までに京都府木津川市ホームページのトップページ「入札・契約情報」から、本案件情報のページ上にて掲載する。

## 10 入札の手続等

(1) 入札書の提出期限・提出先等

ア 提出期限 平成24年10月29日(月)午後5時(必着)

イ 提出先 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市建設部指導検査課

(2) 入札の方法

ア 入札書及び工事費内訳書は、郵送により提出すること。

イ 郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には、「10月30日開札 第5処理分区MP工事 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記した封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

オ エの封筒及び工事費内訳書を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書

ア 入札に際し、工事費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格(消費税相当額を除く合計金額)に対応するようにすること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は公告時に添付した金抜内訳書の項

目に一致させること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ 落札決定後は、提出された工事費内訳書は返却するものとする。

#### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行なった入札

オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出しない者の行った入札

キ 本市により入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後指名停止処置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札

#### (6) 契約書作成の要否

要する。

#### (7) その他

入札の詳細について通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

##### 1 1 入札保証金

免除する。

##### 1 2 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

##### 1 3 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において、入札参加資格確認業者から入札担当者が抽選により決定し指名した3名の立会いで行う。

ア 開札日時 平成24年10月30日（火）午前11時から

イ 開札場所 木津川市役所3階 会議室3-4

##### 1 4 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格により入札した者を

落札者とする。

#### 1 5 契約書の作成

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、本工事の公告で添付した契約書を作成すること。

#### 1 6 支払条件

##### (1) 前払金

請求があった場合、契約金額の4割以内の金額を前払いする。

##### (2) 中間前払金

請求があった場合、「木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を中間前払いする。

##### (3) 部分払

有(1回)

##### (4) 中間前金払と部分払の選択

「木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領」の定めるところによる。

#### 1 7 随意契約により締結する予定の有無

無

#### 1 8 関連情報を入手するための照会窓口

京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市建設部指導検査課契約検査係 電話番号 0774-75-1224

#### 1 9 その他

(1) 入札参加者は、別添の契約書案を熟読し、入札説明書を遵守すること。

(2) 確認申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、木津川市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 落札者は、原則として6の(6)のイの資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(4) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。